

平成26年第1回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月13日（木曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（9番）	水垣 正弘君	副議長（8番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	上野 政男君
5番	中山 勝三君	6番	生井 和巳君
7番	相沢 政信君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	小竹 貞男君
秘 書 課 長	飯島 英男君	総 務 課 長	浜名 進君
企画財政課長	斉藤 実君	税 務 課 長	青木 良夫君
町 民 課 長	横島 広司君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	岡田 昭夫君	産業振興課長	谷中 聡君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課 課 長 心 得	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生涯学習課長	鈴木 一男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 長 佐 補	宮本 克典君	企 画 財 政 課 参 事	青木 喜栄君

議会事務局の出席者

議会事務局長 野村 勇 主 査 小林 由実
主 任 外山 勝也

議長（水垣正弘君） 引き続きご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。
す。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

平成26年3月13日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（水垣正弘君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨
害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意申し
上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮
影及び録音等につきましては禁止しておりますので、ご注意申し上げます。なお、携帯
電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

また、本日の会議におきましては、町広報係による写真撮影を許可しておりますので、
ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（水垣正弘君） 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、質問を許します。

初めに、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番（大久保敏夫君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきたいと思います。

日頃一般質問等の中でも、順番的に1番というのはちょっと順序としては戸惑っているところではございますけれども、今回の一般質問におきましては、2点ほど質問させていただくべく通告をさせていただいております。また、その一般質問等の中におきましても、2つとも国の施策によってどう地方の行政あるいはまた町民の中にその施策が盛り込まれてくるのか、あるいはまた影響が及んでくるのかということを含めて、今回2点ほど農業関係、それから教育関係と2つにわたって質問をさせていただきたいと、こう思っております。

第1点におきましては、教育長が町には教育委員会の中にありまして、教育長、教育委員長と、こういう立場の人たちが我が八千代町の教育行政を執行しているわけでありまして、この中にありまして今政府においては教育長と教育委員長を統合させて、統一化して、私からいいますと新教育長制度をつくろうという施策が進められています。その中には、当然今の政権でありますと、自民党・公明党の中に、そこにまたワーキングチームというのが存在しておりまして、そのワーキングチームの中に今回の教育長、新教育委員長との統合案、現状においてはどのような職分にあるのかは、この後ちょっと質問の中で教育委員会のほうからお聞きをしたいというふうに考えているわけでありまして、しかしこの中にありまして、この後質問で答えを聞く中で、第1点の質問の中においては、教育長、町長にもという考え方を今持ち合わせておるわけでありまして、初めの質問においては、教育委員会教育次長の考え方、考え方というよりも報告を聞いて、再度の中で町長と教育長のご意見等を聞かせてもらえればと、このように思うわけでありまして。

といいますと、今回の進められている新教育改革案でいきますと、首長がこの教育行政の中に相当な権限を持ち得る部分が出てきそうなのですね。その辺のところが、例えば教育行政には、この後説明あると思うのですけれども、人事案件あるいはまた先生の異動、人事案件ということですから、先生の異動や、あるいはまた教育科目等のいわば教材等の選択肢も首長が握れると、そういうことも可能性もあり得る部分があるわけでありまして、この件につきまして含めて、とりあえず先に学校教育課長には今における教育長、それから教育委員、出だしは教育委員であるわけでありまして、教育

委員、それから教育委員長、教育長、この３職における任期、任期というものが何年というふうに考えれば、決められているのか。加えて、教育長の職分としては、どのような職分が与えられているのか。教育委員長というのはどういう職分に、職務権限というか、職務権限を持っているのか。教育委員というの、いわばどういうふうな立場の中にあるのか。この３者のいわば立場の中における職務権限というか、どういうことを日頃なし得ているのか、あるいはまたどういう権限を与えられているのか、この件をお聞きをしたいと、このように思います。教育分野については、第１点はそれです第１点の質問は終わりにして、再度その答弁の中で随時聞かせていただければありがたいと考えております。

トップバッターですかなるべく時間を節約して、後ろの人たちが余り押さないように頑張りたいと思いますので、第２点の農業行政についてでありますけれども、日本の米行政につきましては、猫の目行政だというのが今まで伝えられてきた整然米の行政というか、政策論はそういうものが言われて久しいわけでありましてけれども、しかしそれ以上に政権によって大きくその世の中の政策論が、特に水田地帯における部分。しかし、またそれはある部分では水田地帯だというと、今八千代でいえば肥土地帯を水田地帯だと、こういうふうになぞらえたときに、がわにある野方地帯と言われるところが、ではこの水田関係の行政に無関係なのかといいますと、意外と逆に大きい部分が用いているわけです。

それが何かというと、この八千代の行政が昔はメロンやスイカと白菜しかつくっていない時期から、周年栽培の中でレタス、白菜、キャベツ、それからいろんなネギ等が八千代にネギが存在するのかと、野方にネギがあるのかと思うようなときに、今ネギを主流にしてくる、そういう時代になってきますと、水田は意外とおざなりにして、大体が貸す、自分らでやらない方向づけが出てきているわけですから、そういう中において今まで農業者戸別所得補償制度と、これがいわば民主党時代からも含めて出てきたものが、自民党政治に成りかわってから、経営所得安定政策というふうなものが新たに本年度から出てくるわけです。これも総じて戸別補償という名のもとにやってきたいわば水田、米の部分。大きく私が何を言いたいのかというと、転作がだんだん、だんだんなくしていつて、四、五年かけてなくなるのだと、その前段の第一手を今年から打ち始まっているわけですね。

ですから、その戸別補償で今まで来た部分と、今新たにできたこの名称の経営所得安

定対策という部分のこの名称というか、その政策論の中にこの米の生産調整も含めてどういうふうに違っているのか。戸別補償と言われた部分と、今度の所得安定というのでは、どういうふうにどこが変わったのか、その辺を、私も普及所、農協等のパンフレットも取り寄せてみましたけれども、どうも私の頭の中でわからない。ちょっと理解できないので、それを係りにお聞かせいただければ、その後また再度の質問で町長にも考え方というか、感想を聞きたいと思うのですが、その中で1つ、特に通告にしてありますけれども、水田活用の直接支払交付金というのがあるのですね。水田活用の直接支払交付金。多分実際につくってみる、した人の話なのだろうと思うのですが、そういう中で、中には飼料米をつくると10万5,000円ぐらいもらえるのだと、飼料米をつくると。その680キログラムぐらいの数字が出ているのですが、その数字よりも上げ下げによってまたその銭の上げ下げが違うのだと、そういうところが私らみたいな凡人にはちょっとわからない部分があるので、その辺の仕組みをご説明をいただければありがたいと。

まず、第1番目の質問についてはそれで教育委員会あるいはまた農業のほうの関係の説明をいただきたいと、以上です。

議長（水垣正弘君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 13番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうにつきましては、教育長と教育委員長との職務権限の違いということでございます。現行制度においては、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定に基づき、教育委員会が教育委員の中から任命しております。任期は4年でございます。

また、教育委員長は、同法第12条第1項の規定に基づき、教育委員会が、教育長を除く教育委員の中から選挙により選出しております。委員長の任期は1年でございます。また、教育委員は4年となっております。

最初に、教育委員長の職務権限についてですが、同法第12条第3項において「委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する」とあります。「代表する」とは、委員長個人で事務の執行者になるということではなく、委員長名で教育委員会の権限に属する法律行為をなし得るということでもあります。教育委員会の権限の行使は、あくまでも合議体として教育委員会の決定により行われるということでもあります。

次に、教育長の職務につきましては、同法第17条第1項に「教育長は、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」とあります。具体的には、1つ目として、教育委員会、合議体組織の教育委員会で決定した事務の執行、そして2点目として、教育委員会から委任された事務の処理、3つ目としまして、教育委員会の全ての会議に出席して、専門的立場から助言指導、4点目としましては、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する、そういう制度上はなっております。

職務の違いは、会議を招集して主宰し、対外的に委員会を代表する「教育委員長」に對しまして、「教育長」は教育委員会の職務権限として具体的に列挙された事項は全て教育長を通じて行われるということとなり、教育委員会が大局的に樹立した基本方針を具体的に執行していく役割を担っていることが挙げられております。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答えします。

大久保議員のご質問のとおり、教育委員会制度の見直しが現在図られておりますが、その中で教育長と委員長を一体化し、兼務させる案がまとめられたとの内容が、新聞紙上等で報道されています。

改革案では、特に第1として教育行政の責任の明確化、第2に迅速な危機管理対応、第3に首長、町長の意向反映、第4に国による責任の強化の4点が制度見直しの目的となっております。教育長と委員長の兼務はその具体的な対応策として勘案されたものであり、このことは教育長としての責任の明確化と迅速な危機管理の対応に資すると、私はそのようにも考えております。

また一方、今回の改革案では、総合教育施策会議、これの義務化であります。この会議設置の目的は、教育行政への首長あるいは民意の反映を狙いとしたものであり、教育に関する大綱的方針の策定、これを協議決定する場として想定されております。現在の案では、会議は首長、町長が主宰し、議会代表、教育長、教育委員、有識者等で構成されることになっております。教育の方針は首長が策定することになるかと思いますが、多少不透明なところもございます。

今までいじめ問題を初めとする教育上のさまざまな問題や課題の解決には、児童生徒、保護者はもちろんのこと、地域の実態を踏まえた上で教育に係るさまざまな立場の

人々がこれまで以上の緊密な連携が求められていると理解しております。

教育委員会制度の改革が進められているところでありますが、常に民主的な視点あるいは施策の対応、制度改革がなされたとしても、教育の目的は変わることなく、児童生徒の健全な育成と自立に対する援助・指導でありますので、それが中心になることと思います。この改革においてもそういう目的であるかと思います。我々もその目的を目指して取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 谷中 聡君登壇）

議長（水垣正弘君） 答弁に当たり、産業振興課長より、事前に参考資料の配付要請がありましたので、これを許可いたします。

職員に資料を配付させます。

（職員資料配付）

産業振興課長（谷中 聡君） それでは、13番、大久保議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、経営所得安定対策はどのように変わるかというご質問でございますが、今回の見直しでは大きく分けて4つのポイントがございます。資料の上段の表がその4つのポイントになっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

1つ目は畑作物の直接支払交付金というもので、ゲタ対策と呼ばれているものでございます。これは麦・大豆などにつきまして生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付するもので、26年産は現行どおり全ての販売農家を対象に実施されるところでございますが、27年産からは対象要件が認定農業者に限定されるという予定でございます。

続きまして、2つ目、米・畑作物の収入影響緩和対策、ナラシ対策と呼ばれるものでございますが、これは米・麦・大豆等の当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国と農業者が積み立てをいたしまして、その積立金で補填するものでございます。26年産は現行どおり一定規模以上の認定農業者、一定規模と申しますのは4ヘクタール以上でございます、の認定農業者の方を対象に実施されますが、27年産からは規模要件を廃止して、全ての認定農業者が対象となると、そういう予定でございます。

続きまして、3つ目、米の直接支払交付金につきましては、平成22年度から米の生産者に直接支払われてまいりましたが、農地の流動化のペースをおくらせる面があるなど、

構造改革にそぐわないということで、米の直接支払交付金につきましては、交付金を前提に、しかしながらその交付金を前提に、農家の方々が機械や施設の投資を行っている方も多いということで、直ちに廃止することはしませんで、現行10アール当たり 1 万 5,000円のを、26年産米から単価を10アール当たり7,500円に削減した上で、29年産まで4年間の経過措置を講じると、そういうことになっております。

続きまして、4つ目の米価変動補填交付金につきましては、米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額分を交付するものでございますが、生産者の抛出ではなく、10割補填であるため、生産者の生産意識の低下を呼ぶおそれがあるということで、米価変動に対する影響緩和対策としては、従来から生産者抛出を伴うナラシ対策、先ほどのナラシ対策がありますことから、26年産から廃止となりまして、ナラシ対策一本で対応していくような方向でございます。

次に、2点目でございます水田活用の直接支払交付金の内容とはというご質問でございますが、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対しまして交付金を直接交付することによりまして、水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図る制度でございます。

支援の内容でございますが、麦、大豆、飼料作物につきましては10アール当たり 3 万 5,000円、ホールクロップサイレージ用稲、米の発酵粗飼料なのですが、これにつきましては10アール当たり 8 万円、加工用米につきましては10アール当たり 2 万円と現行どおりでございますが、先ほど話に出ました飼料用米につきましては、収量に応じて10アール当たり 5 万 5,000円から10万5,000円という金額になってまいります。これはどのぐらいの重さでその金額かといいますと、10アール当たり380キログラム以下であれば5万5,000円、それから徐々に上がってまいりまして、全国平均単収10アール当たりが530キログラムです。530キログラムで8万円。上限の680キログラムそれ以上超えますと、金額が変わらないのですが、10万5,000円、そういった形の数量払いというものが導入されている状況でございます。

主食用米と麦などの戦略作物、また戦略作物同士の組み合わせによる二毛作助成もございまして、10アール当たり 1 万 5,000円、飼料用米のわら利用、水田放牧等の耕畜連携助成につきましては10アール当たり 1 万 3,000円と、現行どおりでございます。

また、現行の産地資金が産地交付金という名前に改められまして、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく麦、大豆等の生産性向上等の取り組み、地域振興作物や備

蓄米の生産の取り組み等を支援いたしてまいります。

この水田活用の直接支払交付金につきましては、平成21年度までは地権者に支払われておりましたが、平成22年度から交付対象者が変更となりまして、対象作物を実際に生産販売する農家へ支払われるようになっていっているところでございます。

また、米の全体的な転作がなくなるという話が最近出ているわけですが、これは国が申すには、5年後をめどに行政による生産数量目標の配分はやめるということでございまして、需要に応じた生産を行える状況になるよう行政、生産者団体、現場が一体となって自主的に取り組めるような方向に移行していくということで聞いてございます。産業振興課といたしましても、以上の交付金等を活用しまして、農業者の所得の向上、経営安定への取り組みを推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保議員のご質問にお答えします。

教育委員会制度の見直しにつきましては、ただいま教育長が答弁したとおりであります。今回の教育委員会制度改革に対する国の動向を注視しつつ、行政機関の責任者として常に民意が反映される教育行政の執行に向け、当町の実態を踏まえるとともに、教育委員会等ともこれまで以上に綿密な連携を図り、八千代町の教育の振興に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、米の生産調整事業につきましても、これまで町とJAが一体となって推進してきたところであります。今回大きな農業政策の転換を打ち出されておりますが、国の動向を注視し、農業者の所得の向上、経営安定への取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） 再質問ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま執行部のほうからのお答えをお聞きした中で、幾つか再質問させていただきたいと思っております。

先ほど教育委員会の部分につきましては、質問の後、再質問で教育長、町長にお聞きしたかったというふうに述べたつもりですが、お二人とも述べていただいたので、その

後を受けた話をちょっとさせていただきたいと思います。

教育長に1つお聞きしたいのは、教育委員長というのが新教育長というふうに仮称で言われている部分が、いわば先ほど私が申し上げたワーキングチームによって、きのうの新聞にはもう決まったと。それは続いて多分今国会にのせられて、いわば新教育行政の中に反映されてくるだろうと、こう思っています。そういきますと、新教育長というのが教育委員長をなくして教育長となると。そうすると、その教育長においては任期が4年なわけですが、これについてはいわば2年論と3年論がありましたけれども、政治的な中立性を踏まえると、3年案で決まると、こういうふうな考え方が決められたようなのです。そうすると、教育長のお考えの中で教育長が今やられている職分野と、教育委員長がやられている職分野がいわば統一するという点についてどのようなお考えというか、感想をお持ちか、それを1点お聞きをしたい。

加えて、八千代においては当然5人制を、5旧村単位も含めて5人制を用いていますけれども、教育長が1人、片側を譲りますと4人、4人の中から教育委員の中から委員長が選任されると。先ほど課長が言ったように、教育委員長は1年でありますから、1年ずつ4年間で持ち回ると、4人の教育委員が教育委員に在任中は教育委員長になり得る立場にあると、こういうのが八千代町の今の中でそれはたらい回しとかそういうことではなくて、あくまで互選でありますから、再任を妨げないという論理の中でそれはそれでいいわけですが、そういう部分の中、今言われたように教育長の教育長と教育委員長が同居するこの統一される点について、現場において何か感想をお持ちであればお聞きを願いたいのと。

もう一つは任命権、新教育改革はワーキングチームのあれを見ますと、よく何度も読み返しますと、任命権とそれから罷免権、おまえやめろという部分は首長が持つと、こういうふうになるわけですね。多分に人事権と人事権、どこの小学校の校長をどこに回して、こっちの校長のこともらってくればいいではないかと。今度あくからどこからか分けてもらえばいいではないかと、そういう論理部分の人事権は新教育長が用いて、なおかつまだ教育分野においても残すのだと、そういうふうな部分があるわけです。

一時は教育の内容ですね、教育の内容も一時はその教育委員会が首長がそれを用いるという話もあったわけですがけれども、沖縄の八重山地方というところで町部局とこのいわば教育委員会部局が衝突をして、そのために人事、それはあくまでも教育委員会の中で残すのだと、こういうことになるわけですが、しかし首長のいわば町部局と執行機関

と教育委員会というものは、町長も一番頭に置いておくことあると思うのですけれども、教育委員会というものは聖域なのだと、教育委員長と教育委員、あるいはまた教育長の任命というか、推薦はしても議会の同意を得て、その人たちが誕生してきているわけですが、しかし教育行政においては口を出さない、手を出さないという聖域論の中で多分にやってきていると思いますけれども、今回こういう形で若干教育委員会のほうに町部局のいわば考え方が、長の考え方が口出していいという理屈になりますから反映されるわけですが、その辺についてどのようなお考えをお持ちか、ご感想をお聞かせ願えればありがたいと、こう思っています。

2つ目の部分については、一つの書類が先ほど回りましたけれども、またそれですぐ理解できる人とできない人もいるわけですが、筋論でできる部分でそれはそれでいいですから、時間もないことですから、1つだけ課長にこのことを1つ直接支払いの中で飼料米の件について1つだけ考え方を聞きしたいのですけれども、飼料米をつくと。飼料米をつくるということは、場合によっては相当なインパクトがあるらしいのですね。その中に関東地区における関東、四国あるいは中国地方に適切な飼料用の稲の栽培の場合はこの品種を選べと、こういうふうにあるのですね。クサホナミ、クサノホシ、たちすがた、リーフスター、モミロマンというこの5品目を関東飼料番号が全部振ってありますけれども、こういうものをつくれということでもありますけれども、それは八千代の中における比率は少ないのだろうけれども、しかし考え方によってふえる可能性もある。では、それは何なのかといったときに、飼料米そのものが11俵も12俵もとれたときには、場合によっては十二、三万になる可能性もあるのか、あるいはまた10万5,000円が上限なのかわかりませんが、飼料米といったときに酪農家がつくって、自分の牛に食わせたと。酪農家が自分でつくって牛に食わせると、あるいはまた酪農家に関係ない人が1町ぶりつくったと。そこに出た米はどこへ売るか、飼料米を。どこに売るかというよりも、それ以前にどこかと契約をしておく必要があるのかどうか、これを興味持っている人がいるのですよ。ですから、その辺をわかりますればお聞きをしたい。いいですか。酪農家が飼料米ですから、酪農家なり養豚業者が米を何町ぶり、何反ぶりかつくっていると。そこに出た数字をどういうふうに算定するのかわからないけれども、その出た数字の米の精算金はどういうふうになるのか。いや、家畜は飼っていないので、たまたまいい方法なので、俺もつくるのだと。1町ぶりつくったと。つくった飼料米はどこか適当に持って行って売るか、それともどこかで指定したところで買う

のか、あるいはまたどこかで指定したところと作付する前に契約する必要性があるのか、その1点だけですね、お聞きをして、町長、教育長につきましても先ほど申された件についてのご感想、お考えだけお聞きすれば時間もあれですから、それで質問のほうは終わりとしますので、よろしくお願いします。

議長（水垣正弘君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 13番、大久保議員の質問にお答えいたします。

今回の案では、総合教育会議というのが設けられますので、町と教育委員会が一体化した方針でいけるのではないかというふうに考えています。教育委員会独自ということではなくて、ただ中立性を守るということでは、教育委員会のほうには教科書の採択とか人事については合議体でもって承認するような、そういう権限も残されていると。大きくは町の方針と教育委員会が一体化するというふうに感想としては持っております。それに基づいて我々は教育委員会のほうではそれを執行していくと、そして教育長、委員長を兼ねて、責任は執行機関としては教育長が責任持つというような形になって、迅速な対応もできるのではないかというふうにも感想を持っております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 谷中 聡君登壇）

産業振興課長（谷中 聡君） 大久保議員の再質問にお答え申し上げます。

飼料用米についてのご質問でございますが、飼料用米につきましては、つい先日転作の申告取りまとめをやりまして、その中で実際に何を作付するかと、そういう希望をとっているところでございますが、最初に申し上げますが、今の時点で飼料用米を希望なさっている方はゼロ、相談されている方が1名、そういう状況でございます。

畜産農家が米をつくってどうのこうのという先ほどの話でございますが、あくまで飼料用米も契約ということで、販売先を確保した上で作付をすると。その上で生産されたものは検査をしまして何トンとれたかと、そのトン数によって助成金が変わってくると、そういうことになりますので、勝手に作付して使ってしまうわけにはいかないということでございます。

販売先でございますが、茨城の場合には全農いばらきグループにおいて対応するという方向で話が進んでおりまして、もしも希望する方がいらっしゃれば、JA常総ひかり

の米穀課のほうにご相談いただければ、種の確保の件も併せてご相談に乗っていると、そういう状況でございます。しかしながら飼料用米につきましては、なかなか栽培が難しくはないらしいのですが、主食用米と混入してしまう、そういうおそれもあったり、葉茎が、葉っぱ、茎が太いので、コンバインがすぐ故障してしまうとか、そういう何か問題点も出てきているということでございます。そういうこともありますので、町しましては今現在飼料米よりも加工用米を進めているところでございます。

なぜかと申しますと、金額的に加工用米のほうは1トン当たり、60キログラムで25年度の金額が60キログラム1万円の金額になっておりまして、8.5俵ぐらいは平均でとれてございますので、それで8万5,000円、プラス転作助成金が10アール当たり2万円出ますので、10万5,000円になると、そういう考え方がありますので、手軽にできるのは品種もかえないでできますので、そちらを加工用米をお勧めしているような状況でございます。

最後に1点だけ。飼料用米の取引価格は現在ゼロ円でございます。この後販売までの間の保管料等々が出てくる場合には、逆にお金を払って引き取ってもらうと、そういうおそれもあります。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 再質問にお答えしたいと思います。

きのうの新聞に制度改革案与党合意というふうに読売新聞に出ておりまして、教委存続、公明に配慮ということで、首長権限が大幅強化ということでございまして、いろいろ教育委員等の教育長と教育委員長の統合ということも打ち出されておりますが、今までの八千代町のあれですと、罷免権は首長に今までどおりありまして、大幅に今後とも罷免権ということで、総合教育会議ということでそれには首長が親方になるということでございまして、今後のスピード化ということでございまして、いろいろ教育長と教育委員会は中立性ということでございまして、いろいろ教育問題等におかれましては教育長あるいは教育委員長等の相談を受けますが、いろいろ人事権等におかれましても八千代町におかれましても教科書の選択とか人事権は教育長に帰属するということでございます。

これからもやはり新教育制度が、改革案が多分国会に通るかと思うのですが、そういう意見を取り込みまして、教育長におかれましては3年ということでございまして、教

育委員は4年でございます。教育長においては秋に再任されまして、あと3年ありますので、3年間は罷免できないということでございます。いろいろこれからもこういう規律性をもって教育委員会が教育委員の選任等におかれましても、また教育委員等の選任におかれましても議会の同意ということでございますので、私も罷免権は私に帰属しておりますが、各地域の議員さんと相談しながらやっているような状況でございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

また、転作等におかれましては、私も農協時代から転作に関係しておりました。八千代町は転作開始以来、転作達成ということでございます。制度も猫の目行政と、農政といいまして、いろいろ変わりましたが、だんだん補助金等も多くなっておりまして、ここに廣瀬議員さんもおりますが、担い手あるいは集団営農とかいろいろ、関東農政局から役場を通じなくても金もらえる制度でありまして、いろいろ民主党の経営安定対策1万5,000円、今年も自民党も民主党がやったら半分になってしまったのでございまして、自民党がやれば1万5,000円もらえた可能性あるが、これからの農政は米にいろいろTPP等もありまして、米はだんだん安くなる可能性があるということでございまして、小さい農業者は農業をやめてくれというのが国の方針内容でございまして、これからはやっぱり担い手とかそういうところへ補助金が傾斜する可能性があるということでございますが、八千代町も基幹産業は農業でございまして、いろいろ小さい農家等もカバーしながら農政を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 最後に再々質問ありませんか。

以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問をいたします。

1点目として、八千代町出産子育て助成金制度について質問をいたします。この件については、3回目の質問となります。25年9月、12月の質問で、「若者の晩婚化が進み、少子高齢化が深刻化しています。当町の財政も厳しい状況とは思いますが、人口をふやすため町独自で3人目以降の出産に対し、10万円から30万円程度の助成金制度が必要か

と考えます」という質問に対しまして、町長の答弁は、「次の世代を担う子どもの出産を奨励し、健やかに成長することを応援するためにも町独自で子育てへの助成金を支給することは意義のあることと思いますので、検討してまいります」と答弁をしております。

また、12月の私の質問で、「3人目以降の出産者、夫婦、家族に対し、一日も早い制度の実施が望まれるので、平成26年度の予算に計上して対応していただきたい」とお願いを申し上げました。12月の町長の答弁では、「新しい助成制度の案として、3人目以上の子ども1人につき30万円を限度として出産後に10万円、3歳の誕生日経過後に10万円、小学校入学時に10万円の助成金を支給したいと考えている」と答弁をいたしました。その中で新しい助成金制度の案として、26年4月1日以降に第3子以上の子どもを出産した方で、出産日の1年前から、以前から支給月まで継続して当町に住民登録があり、18歳未満の子ども2人以上を養育し、町税などの滞納がないことを要件としますと。出産を奨励し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を応援するため、町独自の子育て助成金の支給は意義のあることですので、来年度予算へ計上を考えていますと、前向きな答弁をいただきました。

そして、今回平成26年度一般会計予算に450万円の予算が計上されたことは、当町の若い夫婦、家族、これから結婚される若い人たちにとって、この新しい制度を利用していただき、一人でも多く産んでいただければ、八千代町の人口も少しずつふえていくことに期待をするものであります。26年度から子育て助成金を支給することになりますが、助成金だけでは3人以上の子どもを産んでもらうことはなかなか難しいことであります。いかにして若い方に八千代町の人口の減少について説明、PRをしてご理解をいただくか。それには、家庭の収入の安定と企業の進出、雇用の確保が必要ではないかと思えます。これからの八千代町の人口をふやし、確保していくには、町はどのような対策をし、対応をしていくのか、町長の答弁をお願いいたします。

2点目として、知事の人口対策について質問いたします。26年1月30日、読売新聞茨城版に、県の人口293万1,006人、10年連続減、3年連続で1万超減とあります。また、8市町村は増加と大きく載っていました。その中で知事は、2011年から2013年の3年間で東海村、行方市の人口に匹敵する約3万7,000人が減ったことになり、出産数から死亡数を引いた自然動向は少子高齢化の現状を知る目安となると。県の人口は11年に1万4,442人、12年に1万1,006人減っていると。また、市町村別で人口が増加したのは、つくば市2,031人、水戸市で1,051人、つくばみらい市で873人が増加、また減少したのは特

に8市町村で、日立市2,168人、筑西市1,037人、稲敷市で915人などが、36市町村に上ったと、橋本知事は今年の仕事始めで、すごい勢いで人口減少が始まっていると述べ、危機感を強めており、企業誘致、中小企業振興などによる雇用の場の確保に力を入れる考えを示していると載っていました。

八千代町においても平成23年度出産児が167人、死亡者が278人、24年度出産児が157人、死亡者が274人、25年度出産児が168人、死亡者が282人、3年間で出産児が492人、死亡者が3年間で834人ということは、3年間で342人減少していることになります。こうした中、八千代町独自で子育て助成金の新しい制度ができたことは、本当によかったと、このように思っております。

県でも人口減少に対処して元気な地域づくりを目指すとしています。前にも申したように、知事はすごい勢いで人口減少が始まっていると危機感を強めており、企業誘致、中小企業振興などによる雇用の確保に力を入れるとしています。当町においても企業誘致の助成金の要望、また八千代町の新しい子育て助成金制度についても、知事は人口減少に対処し、地域づくりを目指としていますので、厳しい八千代町の財政を少しでも補うためにも、町長みずから積極的に知事と話し合いをして助成金の確保に努めるよう努力をすべきであると思いますが、町長の答弁を求めます。

3点目として、父子家庭の遺族年金と、今年4月1日から父子家庭にも支給される遺族年金について質問いたします。遺族年金については、一家の働き手が亡くなったとき、頼りになるのが遺族年金である。現在は母子家庭に限られている遺族基礎年金の支給対象が、今年4月1日から父子家庭にも拡大されると、2月6日の読売新聞に載っていました。

遺族年金は公的年金制度の一つで、年金加入者が亡くなったとき、残された家庭が安定して生活するために支給される全国国民共通の国民年金から支払われる遺族基礎年金と、会社員が加入する厚生年金から支払われる遺族厚生年金などがある。老齢年金を受け取っている人が死亡した場合にも支給される。遺族基礎年金は、夫を亡くした母子家庭が支給対象で、末っ子の高校卒業18歳になって最初の年度末まで受け取ることができると。夫が外で働き、妻は家庭で子育てをという世帯が多かった時代にできた制度のため、妻に先立たれた父子家庭には支給されなかったが、ここに来て共稼ぎ世帯がふえるとともに、男性も非正規労働者がふえ、雇用や賃金が不安定になってきた。子育て、仕事制限され、十分な収入を得られないことも多い。厚生労働省の調査では、父子家庭

の4割以上が父の収入が300万円未満だったと。厚生労働省年金課では、社会情勢の変化を受けて、今年4月から妻を亡くした父子家庭にも、母子家庭と同じ条件で遺族基礎年金を受け取れるようになりますと、新聞に載っていました。

現在の遺族基礎年金の金額は、年間77万8,500円と、子どもの人数による加算額を合わせた額、高校卒業前の子どもが1人だと100万2,500円、2人だと122万6,500円となる金額は、毎年4月物価や賃金水準に合わせて改定されると。遺族厚生年金は、厚生年金に加入する会社員などが死亡した際に遺族に支給される。支給範囲は、遺族基礎年金より幅広く、子どものいない妻なども対象。子どもがいれば、遺族基礎年金と併せてもらえると。ただし、55歳未満の夫は受け取れないなど、男女格差が残る。厚生年金の額は給料や加入期間によって異なるが、遺族厚生年金の額は平均月収などを仮定した上での目安、社会保障、労働者の話では、遺族厚生年金の額は亡くなった人が受け取る予定だった老齢厚生年金報酬比例部分のおおむね4分の3の金額と考えてくださいと話しております。

遺族基礎年金、遺族厚生年金とも亡くなった人が年金保険料を払うべき期間の3分の2以上保険料を払っていたか、または死亡前1年間に保険料未納がなかったことが受給条件となると。遺族年金は、夫や妻を亡くした場合に自動的に出るものではなく、請求が必要となっています。手続などは全国に132カ所ある年金事務所などで相談をしてくださいということであります。

そこで、1点目として、父子家庭の遺族基礎年金支給について質問いたします。1つとして、当町において父子家庭は何戸くらいあるのか。

2つ目として、遺族基礎年金の1戸当たりの年間の支給金額は幾らぐらいになるのか。高校卒業前の子ども1人の場合と2人の場合の加算額を合わせた年金は、厚生労働省が発表した支給金額が1人の場合100万2,500円、2人の場合122万6,500円ということですが、当町でも同じ金額が支給されているのかお尋ねいたします。

2点目として、4月1日から父子家庭に支給される遺族基礎年金について質問いたします。1つ目として、4月1日から父子家庭に母子家庭と同じ条件で遺族基礎年金が支給と新聞に載っていましたが、新しい制度でありますので、当町においても4月1日、父子家庭遺族基礎年金支給の通達があったのか。

2つ目として、父子家庭に遺族基礎年金が支給されることになった場合、八千代町における対象と件数について。また、4月1日から対象となるのか、また何年かさかのぼ

って支給されるのか、町民課長の答弁をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。再質問はいたしませんので、明確な答弁をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 町民課長。

（町民課長 横島広司君登壇）

町民課長（横島広司君） 11番、小島議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の内容は、父子遺族基礎年金についてでございますが、現在の年金制度は、社会情勢が大きく変化する中で、小島議員がおっしゃられたように、共働き世帯や非正規労働者に見られるような雇用や就労の変化、あるいは国民が制度への不信・不安を持っているなどという課題に直面しているところから、社会保障・税一体改革の一環として改正が検討されていたところでございます。

そして、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法の一部を改正する法律として、国民年金法だけでなく厚生年金保険法などにおいても一部が改正され、平成24年8月22日に公布されております。

その中で、国民年金における遺族基礎年金についても改正がなされ、支給対象者が死亡した人によって生計を維持していた妻又は子とされていたものを、配偶者又は子に改め、父子家庭についても適用となったことによるものでございます。

ご質問の1点目、母子家庭への遺族基礎年金状況についてでございますが、八千代町の母子家庭の世帯数につきましては、福祉保健課の資料によりますと、この2月時点で221世帯、そのうち死別が22世帯でございます。父子家庭の世帯数につきましては48世帯、そのうち死別が4世帯、父母のいない世帯数は6世帯、そのうち死別が3世帯でございます。

次に、八千代町の遺族年金の1世帯当たりの年金支給金額についてでございますが、先ほどの母子家庭世帯や父母のいない世帯の多くは受給していると思われませんが、下館年金事務所に問い合わせたところ、世帯別での統計はなく、受給者数での把握をしているということです、その金額を申し上げます。

平成24年度の八千代町における遺族給付状況の確定値は、受給権者数104人、年間総額6,889万9,000円、1人当たりの平均年金額は66万2,000円ということでございます。ただし、この金額につきましては、当時の遺族基礎年金が基本額で78万6,500円と、現在の77万8,500円より高い時点の数値でございます。

次に、八千代町の遺族基礎年金の年間支給金額は厚生労働省基準と同額かということ

ですが、遺族基礎年金も国民年金法により支給金額が規定されておりまして、老齢基礎年金などと同じく、全国一律の支給となっております。

遺族基礎年金の額は、基礎額に物価スライド方式による改定率を乗じた額となっております、たびたび改正されておりまして、その基本額は平成25年9月までが78万6,500円、子の加算額は2人目までが各22万6,300円でありましたが、10月から現在までの基本額は77万8,500円で、子の加算額は2人目までが各22万4,000円となっております。下館年金事務所の話では、平成26年度においても金額改定の可能性があるということでございます。

2点目として、父子家庭への遺族基礎年金支給についてでございますが、まず父子家庭に対しても遺族基礎年金が支給されるという制度改正の通達につきましては、平成24年8月24日付、厚生労働省関東信越厚生局年金調整課長から厚生労働省年金局長の通達や官報の写しが添付された「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布された旨の通知がありました。ただ、その法律の施行期日につきましては、「消費税法の一部を改正する等の法律の施行日」となっておりましたので、施行日は不明確でございました。

次に、父子遺族年金の対象となる世帯数でございますが、先ほど申し上げましたように、現在の父子家庭は4世帯でございます。しかし、4月1日以降に亡くなられた方が対象となるということですので、支給のさかのぼりはございませんので、対象世帯はないということになります。

次に、父子家庭に支給されます遺族基礎年金額につきまして申し上げますが、母子家庭に支給されている金額と同額でございます、現行どおりならば、基本額は先ほど小島議員が申されたように、77万8,500円で、子ども2人目までが1人当たり22万4,000円の加算がつきますので、子ども1人の場合は100万2,500円、子ども2人の場合は122万6,500円が支給されることになります。また、子ども3人目からは7万4,600円が加算されることになります。

八千代町は国から国民年金の業務を委託され、新規取得や資格喪失あるいは老齢基礎年金や遺族基礎年金などの受給に係る進達事務などを行っておりますが、今回の国民年金改正につきましては、下館年金事務所主催の説明会が1月16日と昨日も行われまして、事務の手續等の説明を受けております。今後も下館年金事務所と連携をとり、漏れ者が出ないように適切な申請事務を行ってまいりたいと思っております。

また、今回の制度改正につきましては、町民への周知のために、広報紙やホームページなどでお知らせする予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 11番、小島議員の質問についてお答えいたします。

議員の指摘したとおり、県同様、八千代町においても人口減少が進んでいる状況を踏まえ、町を挙げて人口減少に歯どめをかけるべく、諸対策を講じていきたいと考えております。

2040年には、日本の人口も約6割と聞いております。現在町では、次世代を担う子どもを守り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、町内の幼稚園・保育園への園舎改築事業に対する補助を実施しております。また、一定の支給条件がありますが、第3子以上を出産した方を対象に出産子育て奨励金を4月より支給してまいります。また、私も前は100万円と言っていましたが、なかなか財政事情も非常に極めて厳しい状況でありますので、30万円ということであります。効果はありまして、役場の職員等におかれましては、昨年から今年にかけまして出産ブームでありまして、結婚ブームであります。ただし、町内でなくてはだめだが、できるだけ町内に住んでもらう。つくばのほうからいろいろ町外に住んでいるということでございます。今回八千代町でも役場の職員の子どもが東大の文学部へ現役で受かったという、こういう可能性もありますので、ぜひ八千代町へ住んでいただきたいと。

さらに、子育て世代の医療費負担を軽減し、子育て支援を目的に医療費の助成、マル福制度を今年10月より中学3年生まで拡充しております。これらの子育て支援対策を進めるとともに、さらに八千代町のよさをアピールする施策として進めてまいりました固定資産税の課税免除制度などの優遇措置を生かした企業の誘致、並びに保留地住宅支援助成金制度を活用した定住化促進対策等を進め、町民が安心して産み育てることができる環境づくりを念頭に、これからも人口増対策をさらに検討してまいりたいと考えております。

今後につきましても、町活性化のため議会初め八千代町の各種企業・団体等の意見を伺いながら、日野自動車関連企業の誘致はもとより、八千代町中小企業事業資金保障料補助金制度の拡充など、中小企業の振興も諸対策を講じるとともに、国・県予算の有効

活用を全庁総力を挙げて進めつつ、厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的かつ効果的な運用を図り、町発展に寄与できますよう努めてまいりたいと思います。

先般、8月の13日に日野自動車ヘトップセールスということで行ってきました。周りでは企画財政課長さんあるいは青木参事、また日野からは鈴木専務と三田専務、また総務部参事ということで古河の職員上がりの新井総務部参事と、また県からは吉見産業立地推進東京本部長代理も来ております。いろいろ鈴木専務と企業誘致あるいは社員等のいろいろ検討してまいりました。日野自動車では半径2キロメートル以内へ八千代町の住宅適地を出してくださいという要望でございましたが、日野自動車関連は2キロ以内では水口まででありますので、なかなかないということでございまして、鈴木専務には社員寮の借り上げを考えていると、自社寮は名崎工業団地の南側に考えているということでございます。

また、定住等におかれましてもアパートを貸して地主に対しても町では支援策を講じてもらいたい、また入居する従業員の支援ということでございまして、町でもいろいろ私も腹を割った形で、アパートへ確実に住んでくれるのなら、社員アパートを町で町営で今後の人口増のために建てたいということの考えを申しまして、いろいろ八千代町は土地が安いから一戸建てでも将来は社員も希望するのではないかとということでございまして、八千代町はいろいろ温泉まで、運動公園も近くにあるということで、そういうところをPRしてまいりました。

また、工業団地等におかれましては、現在いろいろ私も計画しておりますが、土地が高いのがネックでありまして、開発公社では300万円ぐらいで買って造成しなくては町が赤字になるということでございまして、エフピコを1,000万円で買った例がございますので、なかなか町民の方々もこういうことが頭にあるということでございます。人口増につきましては、いろいろ私も考えておりますので、小島さんの質問で毎年叱責されますが、努めていきたいと思います。知事等におかれましても、補助金ということでございますが、人口減に対してのすぐの補助金ありませんが、いろいろな老人ホームまたは園舎、幼稚園の建設等におかれましては補助金を申請したいと思います。

以上であります。また、議員さんにも理解、ご協力をいただくようお願い申し上げまして、質問に対し答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 再質問ありませんか。

（「この場で要望だけ1つお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 11番、小島由久議員。

11番（小島由久君） 今町長が答弁された内容については、八千代町にとって有意義な先の見込みのある答弁でございますので、答弁ではなく実績としてそれを実行していただきたいと強く要望して、質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時25分）

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時41分）

議長（水垣正弘君） 次に、5番、中山勝三議員の質問を許します。

5番、中山勝三議員。

（5番 中山勝三君登壇）

5番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

質問に入る前に、去る3月11日で東日本大震災より丸3年が経過をいたしました。ここに謹んで亡くなられた方、そして行方不明者のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。それでは、質問に移ります。

通告の1といたしまして、地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みについてお尋ねをいたします。地域包括ケアシステムとは、住みなれた地域で医療、介護、生活支援などを一体的に受けられる仕組みにしていこうことです。日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しているわけですが、65歳以上の人口は現在3,000万人を超えておるといことで、国民の4人に1人が高齢者となっております。今後2025年には3,657万人ということ、約30%が高齢の方になると。その後、2055年には高齢者人口の割合が4割、40%になるというふうに推定をされております。そして、その後も75歳以上の人口割合が増加し続けることが予想されておまして、まさに日本は超々高齢化社会となっております。

そこで、まずお伺いしたいのは、当町での高齢者数の推移と将来の予測につきましてお尋ねをいたします。

さて、2025年問題と言われますが、いわゆる団塊の世代と言われます方たちが約800万人いらっしゃるそうですが、75歳以上となられる2025年、平成37年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。個人差があるものの、大介護時代に突入をしまっています。ちなみにその際は、医療や介護、年金などの社会保障費が年間約150兆円になると試算をされております。そして、今後認知症の高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるため、地域包括ケアシステムの構築が重要となってまいります。

人口が横ばいで75歳以上が急増をしていく大都市部や、それから75歳以上の増加は緩やかだけれども、人口が減少していく町村部等、高齢化の進展状況に大きな地域格差が生じてまいります。市町村では、3年ごとの介護保険事業の計画の策定と実施を通じて地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要となってきますが、この地域包括ケアシステムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域ということで、厚労省のほうでは具体的には中学校区を想定しているようですが、その単位というのを想定しております。ちなみに、この議会におきまして26年度予算が審議をされておりますが、当町の介護保険特別会計予算は15億6,392万4,000円と膨らんでおるのが現状です。

介護保険制度が発足をしてわずか14年で、この介護保険料の全国平均においては、当初月額基準額で2,911円であったのが、現在では4,972円になっております。当町でも現在は基準額が4,400円と、全国平均や茨城県よりも幾らかは低いというものの、それでも当初より月額で2,000円の負担増となっております。そこで、当町におきます要支援、要介護の認定状況について伺いをいたします。

今、元気に生活をしている私を初め、誰人も必ず高齢者になることは逃れられません。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで可能な限り住みなれた地域で生活を継続できるよう包括的な支援サービス提供体制の構築を目指すわけであります。介護、医療、予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいと生活支援、福祉サービスが相互に看視連携しながら、在宅の生活を支える。そこで、費用負担区分として税による公助、公に助けですね、それから介護保険などリスクを共有する被保険者の負担による共助、ともに助けると、それから自分のことを自分ですることや市場サービスの購入、利活用という自助、これみずから助けると書きます。それから、費用負担が制度的に裏づけられない自発的な互助と、互いに助ける。この公助、共助、自助、互助という概念

や役割が新しい形も求められてまいります。

今後少子高齢化や財政状況から公助、それから共助の大幅な拡充を期待することは難しく、自助、互助の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みというものが必要になってまいります。当町においては、条例のもとに地域包括支援センターが設置をされております。そして、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健、医療の公助及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としておりまして、この主な業務、これは介護予防支援及び包括的支援事業を行っております。制度横断的な連携、ネットワークを構築して実施する内容となっているわけですが、当町では介護予防のために実施している事業、活動についてお尋ねをしたいと思います。

地域包括ケアシステムを構築していくには、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めることが重要ということで、厚労省におきましてはこの実現の手法として地域ケア会議を推進しているということであります。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が共同して個別課題の解決を図るとともに、地域支援ネットワークの構築、自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握、必要な資源開発や地域づくり、介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる等行うため、この主な構成員を自治体、包括の職員、ケアマネジャー、それから介護事業者、民生委員、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、その他必要に応じて参加をしてもらうなどして、町における地域課題を解決するための社会基盤の整備に向け、地域ケア会議の設置について見解をお尋ねをいたします。

疾病を抱えても自宅等の住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられることが、この平成26年度の町政運営方針の施策に掲げられた第1の項目であります。生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加、今後認知症高齢者や単身高齢世帯の増加に伴い、支援を必要とする方の増加が見込まれ、そのためには行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、そして民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが求められます。これらを踏まえて町がリーダーシップを発揮するとともに、独自の取り組みを構築することも重要となります。また、今後全国の自治体での取り組みというものも参考にして大いに役立てていただきたいと思います。地域包括ケ

アシシステム構築へ向けまして執行部の認識をお伺いをいたします。

次に、通告の2に移ります。町立図書館のロビーにおける展示の有効利用をすることについてであります。この町立図書館は、前回私の質問での答弁にありましたように、この蔵書数も15万5,000冊に拡充をされてきた。そしてまた、1年間の入館数が、平成24年度ですけれども、8万1,000人、そして利用者は2万6,000人に上がり、この年間の貸し出し数も13万冊ということで、町民に有効に利用されているという答弁がありました。

文字・活字文化の拠点として町民に親しまれている、そのほかにこの映画や講演等可以使用できるホールが併設をされていまして、こちらでも有効に利用されているわけです。また、そのほかにロビーにおきましての作品等の展示が行われ、これも来館者にとりましては一つの楽しみとなつて鑑賞されているわけです。このロビーでの展示活動、多様な文化の発信ということで大いに称賛をするところでもあります。この展示によりましては、わざわざ鑑賞のためにも来館をするという方も少なくありませんし、新たな利用者也生み出してまいります。今までにどのような展示を行ってきたかをお尋ねをいたします。

それから、町内にはさまざまな趣味・特技を持っている人も少なくありません。そして、生涯学習として公民館での講座で腕を磨いている人もたくさんおります。中には芸術の高みにまできわめている方もおられます。そういう中で、このコンパクトな会場でぜひ発表の場にしたい人もおられる。町内、町外からも展示の希望があれば、この営利の目的でない限りどんどん展示に使用できるように開放していただきたいし、むしろ積極的にこの利用を呼びかけていただきたいというふうにも思います。もう一つの文化の高揚を図っていく拠点と考えられます。この点につきまして見解をお伺いをいたします。

以上の2項目につきまして執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 5番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みについて、町内高齢者数の推移と将来予測についてでございますが、介護保険制度開始当初の平成12年の65歳以上高齢者数は4,812人、高齢化率は19.8%です。平成16年の65歳以上高齢者数は5,086人、高齢化率は20.75%。そして、平成26年3月1日現在の65歳以上高齢者数は5,642人、高齢化率は

25.14%となっております。

また、将来予測については、平成26年度の第6期介護保険事業計画策定作業の中でも推計をしていきますが、国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月に推計いたしました日本の地域別将来推計人口によると、平成37年の65歳以上高齢者人口は6,346人、高齢化率32.38%となっております。

次に、町内要支援・要介護認定状況についてでございますが、平成26年1月の認定者数ですが、第1号被保険者で要支援が200人、要介護585人、第2号被保険者が要支援11人、要介護23人で、合計819人となっております。

次に、現在介護予防のため実施している事業や活動についてでございますが、地域支援事業として地域包括支援センターが企画し、介護予防事業を実施しております。1つは、1次予防事業として65歳以上の方を対象に「元気満点教室」を、もう一つは2次予防事業として要介護認定結果が非該当の方や町の健診結果で運動機能の向上が必要と判断された方に対して「元気はなまる運動教室」を行っております。内容につきましては、高齢者の身体機能維持に有効な運動や食事等に関する栄養指導などを実施しております。そのほか高齢者を対象に歯科医師による口腔教室や整形外科医による膝の痛みの健康講話なども実施しております。

さらに、介護予防推進のために茨城県で認定されたシルバーリハビリ体操指導士20名が八千代町シルバーリハビリ体操指導士会を組織し、各老人クラブ単位で年間を通して「いきいきヘルス体操」などの指導をして活動されております。また、「元気満点教室」でも年に4回から5回「いきいきヘルス体操」を指導していただいております。

次に、地域ケア会議の設置についてでございますが、地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催しまして、設置運営すると。行政の職員を初め、地域の関係者から構成される会議体と定義されております。そして、地域ケア会議の構成員は、その会議の目的に応じ、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織などの中から必要に応じて出席の方を調整させていただくとされております。

現在、試行的ではありますが、地域包括支援センターが主催し、町内の介護支援専門員や職員で、介護が困難な個別ケースの支援内容の検討を4回実施しております。今後政策形成機能を持った町レベルでの地域ケア会議の設置・運営方法について検討してまいりたいと思います。

次に、地域包括ケアシステム構築への認識を伺うについてでございますが、地域包括ケアとは、先ほど議員がおっしゃいましたように、団塊の世代が65歳以上となる2025年を目途に、重要な介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、包括的及び継続的に支援することでございます。

そのため、地域包括ケアシステムを構築するには介護保険制度によるサービスのみならず、そのほかの公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援、また家族、近隣、友人、民生委員、ボランティアなどの多様な社会資源を活用しまして、自助・互助・共助・公助それぞれの関係者の参加によって形成していくため、全国一律のものではなく、地域ごとの特性とか住民特性などの実情に応じましたシステムとなってまいります。

そこで、当町の現状を把握するため、平成26年度に行う第6期の介護保険事業計画策定のために、65歳以上の高齢者の中から調査対象高齢者を抽出しまして、2月に日常生活圏域ニーズ調査を実施したところでございます。今後アンケートの調査結果をもとに、高齢者のニーズを分析するとともに、今後の介護保険事業計画策定委員会や地域ケア会議を通しまして地域の課題や地域資源を把握し、八千代町の地域包括ケアシステムを構築していけるよう検討してまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 5番、中山勝三議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問といたしまして、町立図書館ロビーの展示場を町民が利用することについてのご質問でございますが、館内施設の使用に当たっては、八千代町立図書館管理運営規則第4条により施設利用を行っております。

展示ロビー等の館内施設の利用に当たっては、図書館資料を利用して活動する読書会、研究会等の団体及び生涯学習活動団体等が、学習活動や集会等を目的として利用する場合に施設をご利用いただいております。また、図書館運営の原則に沿った利用であるなど館長が特に必要と認めた場合は、図書館活動団体以外の者でも使用することができません。

ただし、一定の使用制限がございますので、ご利用に当たっては事前に申請書の提出により許可が必要となっております。

次に、2つ目のご質問の今までの展示状況でございますが、過去5年間についての展示ロビーの使用状況を申し上げます。展示内容につきましては、図書館が主催・企画する読書の推進にかかわる展示と、個人及び団体等の趣味を通じての作品展示が主なものとなっております。

個人及び団体等の利用による展示内容及び実施回数といたしましては、えほん原画展1回、絵手紙展が2回、絵画展3回、写真展11回、彫刻展1回、プラモデル展3回、タペストリー展、これは手づくりの壁かけでございますが、こちらが3回、和装小物展1回、押し絵展1回、押し花展1回などで、過去5年間における総数は27回となります。年平均にしますと、約5回程度の利用となっております。

また、観覧者数につきましては、観覧受付簿へ記名により見学していただいておりますが、記名をいただいた方の人数にしますと、5年間で約2,800人の方に作品等を鑑賞していただいております。

こうした作品展示の場やすぐれた作品に触れる機会として、施設の開放を行っておりますので、町民の皆様には積極的なご利用をいただきたいと考えております。

また、多くの来館者に作品等を鑑賞していただくことにより、図書館資料の活用、読書の推進、さらには町民の文化向上に寄与することとなりますので、今後も幅広くPRし、町民の方の積極的な活用と施設の有効利用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 5番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みについてでございますが、今後も高齢化が進展していく中で、できる限り住みなれた地域で、また在宅で過ごせるよう、国で示された地域包括ケアシステムやモデル事業実施自治体を参考にするとともに、地域課題の検討をする地域ケア会議を設置し、その意見を踏まえて当町の実情に応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを構築してまいりたいと考えております。

続きまして、図書館運営につきましては、引き続き町民の身近にあって、地域の人々が読書を初めとする各種情報サービスが生涯にわたり提供できるよう、施設及び資料の充実を図ってまいりたいと考えております。

先ほど展示ロビーの使用及び展示状況につきましては、担当課長がお答えしましたとおりでございます。展示ロビーを初めとする館内施設につきましては、図書館運営の目的に沿った有効利用を図り、読書の推進、利用拡大につなげ、町民の教養・文化の向上につなげてまいりたいと考えております。

今後ともきめ細かなサービスを展開して、町民一人一人の生涯にわたる学習を援助し、全ての人に開かれた身近な図書館づくりを目指してまいりたいと存じておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

5番、中山勝三議員。

5番（中山勝三君） 以上で終わります。ただ、2025年には団塊の世代の方は75歳、65歳と言われたようだったので、75歳になられるということで、ありがとうございました。

議長（水垣正弘君） 以上で5番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、1番、国府田利明議員の質問を許します。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

一般質問に入らせていただく前に、2万人以上の行方不明者、死者を出した東日本大震災からおとといで3年が過ぎましたが、いまだ仮設住宅におられる方々、原発事故の影響で全国各地に避難をしている皆様が26万7,000人を超えるということを見ると、私の言葉には余りにも無力ですが、犠牲になられた方々の皆様のご冥福をお祈りし、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

私の一般質問の項目は2つとなっております。総合体育館内スポーツ施設について。ソチ・オリンピックが終わり、日本の選手もいろいろな種目で入賞、メダルの取得をなし遂げました。2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることも決定をされております。スポーツというものは、スポーツの技術の向上、健康管理、ストレス解消またはダイエットなど、人それぞれ、さまざまな目的として行うものと思います。

八千代町は、スポーツを主に行う場所として総合体育館があります。メイン体育館ではバレーボール、バスケットボール、バドミントンなどに活用され、同じくサブフロアでもバレーボール、バドミントン、卓球ができるフロアがあり、柔道や剣道ができる柔

剣道場、そしてトレーニングができるトレーニング室と、計5つのフロアがあります。

スポーツ団体や各団体の大会も行われており、大会に伴い八千代町以外の町外からも多くの人たちが総合体育館に足を運んでいます。総合体育館の平成24年度の利用者数は約2万8,000人で、平成25年度2月の調べで、2万7,000人の方が足を運んでいます。総合体育館の休館日は毎週月曜日となっており、利用時間は午前9時から午後の10時となっております。その館内におけるトレーニング室では、ランニングマシンが2台、エアロバイクが3台、フリーウエイトが6キログラムまであり、一体型のトレーニングマシン1台などが設置をされてあります。

利用する条件は、高校生以上であり、まず講習の説明を受け、利用者カードを500円で作ります。利用料金は、午前9時から12時までが100円、午後12時から5時までが150円、5時から夜10時までが200円となり、また照明代が照明が必要な場合、1時間当たり150円が必要となります。町外の利用者はこの1.5倍の料金がかかります。また、回数券での対応もしています。1,000円分の回数券で1,200円分の利用が可能となり、2,000円で2,400円となります。

管理体制については、午前9時から5時までが役場職員がおり、5時以降は下妻広域人材シルバーセンターに依頼をし、八千代地区より2名を採用し、管理をしています。

私自身もスポーツが好きですし、東京オリンピック・パラリンピックも6年後に開催されることも決定され、当町もスポーツをするに当たり、よりよい環境をと思い、近隣の市町村に出向きまして、ほかの施設を調べてきました。

主に非常にスポーツ環境が整っている古河市を中心としまして、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市と調査をいたしました。その中でも古河市の総和の総合体育館では、特に利用者数がとても多く、平成24年度体育館全体の利用者数が35万9,200名、そのうちトレーニング室の利用者数は約3万9,600名で、全体の11%に当たります。1日当たり毎日100名以上、多いときで170名を超えることもあるということです。休館日は、第2の月曜日であり、利用時間は朝の9時から夜の9時まで、利用料金は1回当たり300円で利用で、ほかに回数券は3,000円分で12枚つづり、また年間のパスポートもあり、1年間の使い放題で3万円となっています。講習日は募集をかけた先着順で行われ、週に4回に分けて行っております。トレーナーは3人おまして、全員健康運動指導士の資格を持つ専門トレーナーが随時おまして、管理をしています。また、無料の柔軟性向上ストレッチレッスンなども行っています。トレーニングの設備等に関しましては、冷暖房

を完備しており、ライフフィットネス社のマシンとセノー社のマシン器具を導入しており、ランニングマシンが8台、エアロバイクが11台、そのほか有酸素ができる機械として6台、筋力を向上させトレーニングができるマシンが17台、フリーウエートではベンチプレス台やスクワット台、多目的に使えるスミスマシンがあり、ダンベルは20キログラムまでございまして、ベンチ台が3台、そして大型のテレビやストレッチマット、マッサージ椅子、とても健康管理や技術の向上ができる充実した設備が整っております。

なお、総合体育館ができた昭和60年から今現在での会員数は2万8,065名とのことです。また、古河市ではMOMOCAカードという市発行の70歳以上の高齢者の方は無料という、そして総和総合体育館や三和ふれあいスポーツセンターなどは、障がい者の方は利用は免除しているということです。以上を踏まえまして、質問に入らせていただきます。

まず、1点目といたしまして、現在の当町の総合体育館のトレーニング室の利用状況につきまして、生涯学習課長にお伺いをいたします。

2点目といたしまして、利用体制について、そして免除体制についてどのようになっているのか、生涯学習課長にお伺いをいたします。

3点目といたしまして、今のトレーニングの設備環境につきまして、今の当町の設備状況をどのように把握をされているのか、教育長にお伺いをいたします。

最後に、町長に今後の当町のスポーツ施設、スポーツにおける環境につきましてどのようなお考えをお持ちなのか、町長にお伺いをいたします。

続きまして、2つ目ですが、八菜丸くんに関してでございます。ゆるキャラブームが続く時代の中、今月もお茶の間のテレビ番組「笑っていいとも」などでふなっしーなどが出演をし、市町村の番組紹介などで紹介する番組などでは、特に町のPRをするためなのか、各地のゆるキャラが多く見受けられます。

当八千代町の農産物応援キャラクターである八菜丸くんも着ぐるみ化をされ、去年の11月、テレ玉に続き、今年2月3日にTBSの「はなまるマーケット」に8時半からテレビ出演を果たしました。今年に入りまして、1月11日、東京町イチ村イチ、全国の農村イベントに白菜メンチカツのPRにて出場、翌日の12日には当町で行われた賀詞交歓会で八千代ソーランの方々とともにソーラン節を踊りまして、2月は昨年5月より休みがなく、クリーニング、そしてメンテナンスをした後、今年に入り、先週の8日、9日ではNHK、代々木公園で全国の特産品のPRで白菜キムチ鍋のPRをしてきたところ

と現段階で伺っております。

また、去年末あたりからNHK、TBS、フジテレビなどからの取材の電話も多数来ていると、産業振興課の職員の方よりお聞きをしております。

八菜丸くんが短期間で飛躍的に注目され、テレビ出演をし、白菜メンチカツの商品で取材を受けた倉持肉店では、白菜メンチカツはいまだすごく売れているという話を聞くということは、経済効果につながっているのだなと思い、大変うれしく思います。

また、八菜丸くんがテレビなどメディアに出ることも、日本一の白菜の生産量の町、八千代町ということがより全国に浸透し、よい効果になっているものかと感じております。ここから質問に入らせていただきます。

まず、1点目といたしまして、八菜丸くんをこれからさらに知名度を上げ、人気を上げるためのアイデアをどのようにお考えなのか、産業振興課長にお伺いします。

2点目といたしまして、今後の八菜丸くんの活動について、同じく産業振興課長にお伺いをいたします。

以上が私の一般質問になりますが、執行部の答弁をいただきまして、再度必要であれば再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 1番、国府田利明議員の一般質問にお答えいたします。

本町の総合体育館は昭和54年に開設以来36年目を迎える施設で、屋内スポーツ活動の拠点として、これまで体育協会やスポーツ少年団等の団体活動を初め、個人の健康増進活動に至るまで、数多くの町民に利用されております。当施設は、主競技場・サブ競技場・柔剣道場・卓球場・トレーニング室の5つの競技場を有し、年間の利用者数につきましては、昨年度が全競技場合わせて約2万8,000人です。今年度は2月までで約2万7,000人の利用があり、東日本大震災以降は若干ではありますが、増加傾向でございます。

当施設は、開設当初から平日昼間の利用は比較的少ない傾向にありましたが、近年は体育館主催によるスポーツ教室参加者等で組織する体操の団体やスポーツグループ等での利用があり、増加傾向でございます。

次に、当施設の料金体制についてですが、全競技場とも利用時間帯ごとに設定されており、午前9時から12時まで、午後12時から17時までと17時から22時まで、そして1日、

全日ということで、4つの区分帯となっております。さらに、団体及び個人・体育使用の有無・入場料徴収の有無、町内者及び町外者での利用に応じて、それぞれに料金の設定がされており、照明を利用した場合、1時間単位での加算料を設けております。また、学校関係や社会教育団体等においては、減免措置も設けております。参考までに、主競技場を午前中に利用した場合、2,100円の使用料金になっており、さらに照明を利用した場合、1時間当たり600円の加算がございます。

なお、その他各競技場の詳しい料金につきましては、八千代町総合体育館の設置及び管理に関する条例に料金表が記載されておりますので、後ほどご覧おきいただきたいと思います。

次に、トレーニング設備等についてのご質問ですが、トレーニング室は開設当初、数種類の筋力トレーニング用器具が設置されておりましたが、平成8年度からトレーニング室の利用を促進させるために、ウェイトトレーニング器具を初め、ランニングマシンやエアロバイク等を追加導入し、設備の充実を図ってまいりました。その結果、現在9種類13台のトレーニング器具と319名の登録者があり、今年度は2月までで約160人程度の利用があります。利用者の割合につきましては、総合体育館全体利用者の約5%程度となっております。

また、利用登録に当たっては、専門の指導員を配置していないことや利用者の安全確保のために、器具の説明及び使用方法について講習を受講していただいた上でのご利用をいただいております。

トレーニング室の使用料金につきましては、仮に午前中を使用した場合は、使用料が100円で、さらに照明をつけた場合150円の加算がございます。

なお、トレーニング室につきましては、初歩的な基礎体力づくりの施設と考えており、また指導者や施設スペース等の課題もございますので、現状の施設においてPRを含め利用促進を図ってまいりたいと考えております。

今後の総合体育館の方針につきましては、町財政状況や町民のニーズ、さらには施設の規模等を勘案した中で、町のスポーツ施設の拠点としてさらに有効活用がなされるよう整備充実に努めながら、町民の基礎的な体力の向上と健康づくり、さらにスポーツ振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） 教育長。

(教育長 高橋 昇君登壇)

教育長（高橋 昇君） 1 番、国府田議員の質問にお答えいたします。

私の質問は、トレーニング設備等についての認識ということでございます。ただいま課長から説明ありましたように、トレーニング室の器具等は9種類13台のトレーニング器具となっております。また、登録者数が319名と、そして2月までに160人程度の利用者ということでございますが、私も何回かトレーニング室へ入ってみましたけれども、職員が説明するということもございまして、なかなか利用する手数ですか、そういうものがかかるというふうな認識もしておりますし、あるいはもう少し利用しやすいような紹介をしたり、あるいは開放的なそういうトレーニング室になればいいなというふうに考えております。

今後も町の財政状況や町民のニーズ等を勘案しまして、安心して気軽にスポーツを楽しめるそういう施設を目指していきたいというふうに考えております。どうぞ今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） 1 番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

総合体育館の現況等の質問については、担当課長が先ほど説明したとおりでありますので、省略させていただき、今後の方針についてお答えしたいと思います。

総合体育館は、町民のスポーツ活動の拠点として、多くの町民に愛され、利用されている施設でございます。町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも安心してスポーツに親しめるよう、今後も生涯スポーツの推進に合わせて施設の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

また、平成31年には茨城国体、翌年の平成32年には東京オリンピックが開催されます。こうしたビッグイベントを成功させるためにも、スポーツの関係団体等と連携をとりながら、町内のスポーツに対する機運をさらに高め、町民一人一人に合った健康づくりや体力向上に向けて活動を展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

(産業振興課長 谷中 聡君登壇)

産業振興課長（谷中 聡君） 1 番、国府田議員の一般質問にお答え申し上げます。

項目 2 番、八菜丸について、まず知名度と人気を上げるためのアイデアについての質問でございますが、昨年 6 月に着ぐるみを作製して以来、これまでに白菜・メロン・梨などの町の特産品農産物の P R を各種行ってまいりました。また、町内の各種団体への着ぐるみの貸し出し、野菜の出荷段ボールへのキャラクターデータの印刷、これは 3 件ございますが、3 団体で利用していただいております。また、いろいろさまざまな形で八菜丸の活用をしてまいりました。

また、最近テレビ出演もふえてまいりまして、大分知名度、人気とも向上しているのではないかなと思っているところでございます。一般的にご当地キャラクターといえますと、長期的、また継続的に活動することで、知名度や信頼度が高まっていくものと言われております。

今後につきましては、まずは町民の皆様への知名度の向上を第一に、各種イベントへの参加はもちろん、新聞・テレビ・町ホームページ・八菜丸公式フェイスブックを有効活用しながら地道な活動を継続的に実施しまして、八菜丸の知名度と人気を上げていきたいと考えております。

次に、今後の活動についてというご質問でございますが、現在のところ、今後の予定としましては 3 月 15 日に「古河はなももマラソン前日イベント」への参加、また 4 月 5 日、6 日の憩遊館の桜まつりに参加してまいります。こういう予定でございます。また、これから春の時期になりまして、各種イベントも多くなってまいります。積極的に参加するとともに、町民の皆様と触れ合う機会を数多く設けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

1 番、国府田利明議員。

（1 番 国府田利明君登壇）

1 番（国府田利明君） まず、2 項目の八菜丸くんについてなのですが、大多数のことは知名度を上げるアイデア、そして今後の方針というものをお聞きしまして、一生懸命今後ともやっていただきたいなというふうに思います。

このトレーニング施設に関しましてなのですが、まず平成 8 年に新しくマシンを導入してから会員数が 319 名ということですが、この人数というのはほかの市町村と比較をした場合、5 % というふうに把握をさっき生涯学習課長から聞いたのですが、恐ら

く多分5%はないと、私の中ではちょっと認識をしておりまして、またほかの市町村というのは古河市、古河市は4カ所ありますが、冷暖房はついています。下妻市、常総市ともに冷暖房はほぼついています。筑西市もついております。

また、免除体制につきましても、常総市は水海道体育館、そして石下体育館、これは65歳以上の方が免除されるという形をとっています。そして、古河市では70歳以上の方がMOMOCAカードというカードを発行して、三和ふれあいスポーツセンター、総和総合体育館、古河スポーツ交流センター、古河体育館、こちらも免除、無料というふうになっております。

障がい者の免除に関しましては、坂東市の体育館、総和総合体育館、三和ふれあいスポーツセンター等で免除というふうな形になっています。

また、当町では職員の方々が簡単な説明というふうな形で指導、講習を行っているという形なのですが、他の市町村では調べると、ほとんどが専門的な資格を持つ方が在勤をされているというふうな形をとっています。

そこで質問をさせていただきますが、講座等に関しても当町ではやっているというふうに先ほど生涯学習課長からありましたが、平成20年度から23年度の間で下妻市のほつとランド・きぬさんからB&Gでのアクアビクスだとか、体操教室が多分22年度、23年度であったと思うのですが、それ以降は行っていないというふうにお伺いをしています。その辺はどのようになっているのか。そして、当町では職員等含めましてスポーツのそういうふうな資格ですか、健康運動指導士だとかスポーツプログラマー、トレーニング運動指導士等いろいろあると思うのですが、そういう資格を持つ人はいるのかどうか。

続きまして、料金体制、高校生の割引、障がい者への免除、そして当町での専門的なトレーニング指導ができる人材を育成する考えがあるのかどうかを教育長にお伺いをいたします。

そして、冷暖房の取り付けをする考えがあるのか。さらに、ほかの市町村並びに70歳もしくは65歳以上の方の無料化をするお考えがあるかどうかを町長に再度お伺いをしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 1番、国府田議員のご質問にお答えいたします。

まず、スポーツ教室の開催状況でございますが、ほっとランド・きぬの指導者の方にお世話になりまして、開催をしている経緯がございます。そちらにつきましては、22年度、その前はちょっと確認しておりませんが、22年度、23年度ということで、24年度につきましても体操教室ということで計画をいたしました。3名の申し込みだということで、自主グループで活動しております団体への受け入れをお願いしまして、そちらで申し込んでいただいた方につきましては活動をしていただいております。

24年度につきましては、ヨガ教室ということで一般の方を募集しまして、13名の応募の中で活動しております。また、25年度につきましてもヨガ教室を継続しておりまして、22名の方の参加のもと、回数ですが、10回程度の回数、夜間の開催になりますが、そちらで教室を開催しております。

それから、減免措置でございますが、現在町のほうでは、町、学校、社会教育団体、教育委員会が必要と認めたときなどの使用につきましては全額免除、また町内の個人、官公署または町内に事業を有する公共団体が利用した場合には5割免除ということで、免除等しておりますが、特別な事情で町内の個人がするという免除につきましては、その使用の内容が町民の体育や文化、そして福祉の向上につながるような利用という場合には減免をしております。

それから、高齢者及び障がい者についての施設利用についての減免はあるかということでございますが、現在そちらについては規定等もございませんので、そちらについては検討してまいりたいと考えております。

それと、トレーニングルームの専門的な指導者がいるかということでございますが、現時点では体育館の職員は3名ということで、町内の総合体育館を初めとする町内の運動公園、また施設等の管理運営を図っているわけですが、その3名という中でそういった資格を取るのはなかなか厳しい状況でもございます。また、行財政改革のもとで人員の削減等も行われているわけですが、そういった専門の指導者がいれば適切な指導も行われるとは思いますが、そちらにつきましても施設の有効利用、また皆さんのニーズの中から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 1番、国府田議員の質問にお答えいたします。

ただいま課長からお話ございましたように、トレーナーについては、他の市町村の状況等もこれから調べていきたいと思います。その後検討していきたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 1 番議員さんに再質問ということで答弁させていただきます。

八千代の施設等におかれましては、総合体育館ありまして、総合的な体育館ということでございまして、あと各中学校、小学校の体育館、7 体育館ありますが、一般民間の人はそこも多く使うということでございまして、体育館は町で主に使っておりますので、一般的な体育館については各小学校、中学校を現状しているような状況でございます。古河、常総市等もやっておりますが、合併したら利用者も大変多いかと思います。また、ほっとランド等におかれましても、経費は八千代町でも25%、温水プールでありますので、向こうでも経費は八千代町で持っております。そのほか改善センターもなかなか体育館借りられないということで、改善センター使っている人数も大変多いと聞いております。そのほか憩遊館、入場料取られますが、施設もありますので、あそこでも温泉に入りながらできる施設でありますので、ご利用をいただきたいと思います。いろいろ暖房等の施設でありますが、基本的にはトレーナージムとか、体育館におかれましては冷暖房は設置していない市町村が多いと聞いております。

また、トレーナージム等におかれまして整備、その他専門的指導者の配置ということでございますが、トレーナーは配置しますが、各体育館の指導者におかれましてはいろいろ指導の講習等も受けさせまして、トレーナーの役割ということでございまして、こういう専門的な知識を得た職員を配置したいと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 最後に再々質問はありませんか。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 以上で1 番、国府田利明議員の質問を終わります。

次に、3 番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

3 番、廣瀬賢一議員。

（3 番 廣瀬賢一君登壇）

3 番（廣瀬賢一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問させ

ていただきます。

初めに、筑西幹線道路の進捗状況でありますけれども、それにしたいと思います。この間10日のときに、委員会でもって質疑をちょっとしましたけれども、もう少し聞きたいような感じでありますので、述べさせていただきます。

路線測量なども終了し、用地買収を行うので、家屋移転補償、これらの交渉をしている段階であると思われます。現在どのような状況であるかをお伺いしたいと思います。また、今後の予定として、いつごろ工事が始まるか、都市建設課長にお伺いしたいと思います。

続いて、小中学校のインフルエンザでありますけれども、昨日一中、東中卒業式でありました。一中のほうへ出席をさせていただきました。その中で137名の卒業生の中では、これらしいインフルエンザがいなかったように思います。また、在校生も結構来ているように見えるわけでありますけれども、そういう中でこれから質疑をさせていただきます。

小中学校におけるインフルエンザについてお伺いいたします。毎年このような時期にインフルエンザが流行、学級閉鎖など、子どもたちにおきましても影響を与えています。入学試験、期末試験など、重要な時期、現在どのような状況かをお伺いしたいと思います。

筑西幹線道路は都市建設課長、そしてまた小中学校のインフルエンザについては学校教育課長と教育長にお願いします。そして、時間もないものですから、再質問しないつもりでありますので、よろしくお願いします。

議長（水垣正弘君） 都市建設課長。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） 3番、廣瀬議員の一般質問にお答えをいたします。

筑西幹線道路整備事業八千代町区間2.8キロメートルにつきましては、平成23年度に事業に着手をいたしました。県におきまして道路予備設計・路線測量を行いまして、平成24年度には用地測量・道路構造物等を含めました道路詳細設計を実施したところでございます。

本年度は、土地鑑定評価・家屋工作物等の補償物件算定評価を実施いたしまして、用地交渉を進めているところでございます。用地交渉の進捗状況でございますが、県分におきましては、山川沼土地改良区内の地権者21名から約3万2,000平米の用地買収契約の

締結をしたところでございます。県分の用地買収計画面積の約43%に当たります。また、町におきましては、町内の地権者5名から約810平米の用地買収契約の締結をしまして、併せまして地権者2名の方と家屋工作物等の補償物件移転の契約締結をしたところでございます。町の用地買収計画面積の約14%に当たります。

平成26年度の事業計画でございますが、県におきましては引き続き用地買収を進めるとともに、山川沼土地改良区内の用排水路のつけかえ工事を実施する予定でございます。また、町におきましても引き続き用地買収を進める予定でありまして、町分の工事につきましては平成27年度からを予定しているところでございます。

筑西幹線道路は県西地域と県央地域の交流の促進や地域の産業振興に大きく寄与する重要な路線でありますので、県と連携を図りながら事業推進に鋭意努力してまいります。今後とも議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 3番、廣瀬議員の一般質問にお答えします。

当町の小中学校のインフルエンザ発生は、今年1月末ごろから多くなり、小中学校の児童生徒合わせて最多で44名の欠席者がありましたが、2月に入り欠席者が激減したところであります。しかし、3月になりましてから再び欠席者が増加しまして、3月6日現在で25名の欠席者がありました。

学級閉鎖につきましては、同一学級内の欠席者が20%を超えた場合に、学校医等と相談し閉鎖措置をとっております。現在までの状況は、安静小学校の2年生1クラス、中結城小学校の2年生と4年生で各1クラス、下結城小学校の4年生1クラス及び八千代第一中学校の1年生2クラスの全部で6クラスが閉鎖措置をとったところでありますが、現在は解除しております。

昨年の同時期と比較いたしますと、昨年も1月末から学級閉鎖の措置が生じ、3月上旬までに延べ16クラスが閉鎖措置をとっておりますが、今年は感染者が比較的減少している状況にあります。

今後もインフルエンザ等感染症の発生は続くと思われますが、学校や家庭での手洗い・うがい・マスク等の使用等を励行するようお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 3 番、廣瀬議員の一般質問にお答えします。

ただいま課長が答弁したとおりでございますが、本日現在でも25名ですか、きょう現在で、そのうち西豊田小が18名と偏っておりますが、教育委員会としまして、多くの児童生徒が集団で生活ということで、学級担任や養護教諭等に早期発見・早期対応を図るようお願いしております。

また、日頃から健康観察を行い、体調不良や健康状況を把握し、状況に応じた適正な措置をとるよう、引き続きこれからも指導していきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

以上で3番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時02分）